大韓民国	平成十三年五月九日	平成十三年十一月九日
モルドバ共和国	平成十三年七月十六日	平成十四年一月十六日
ボリビア多民族国	平成十三年九月二十一日	平成十四年三月二十一日
マリ共和国	平成十三年十月二十四日	平成十四年四月二十四日
グアテマラ共和国	平成十三年十月二十九日	平成十四年四月二十九日
ナウル共和国	平成十三年十一月十二日	平成十四年五月十二日
モロッコ王国	平成十四年三月十九日	平成十四年九月十九日
クロアチア共和国	平成十四年四月二十五日	平成十四年十月二十五日
ラトビア共和国	平成十四年八月二十二日	平成十五年二月二十二日
アルバニア共和国	平成十四年八月二十八日	平成十五年二月二十八日
スロベニア共和国	平成十四年十二月三日	平成十五年六月三日
ジョージア	平成二十一年六月八日	平成二十一年十二月八日
ドミニカ共和国	平成二十二年六月二十一日	平成二十二年十二月二十一日
ガボン共和国	平成二十二年九月二十二日	平成二十三年三月二十二日
セントビンセント及びグレナディーン諸島	平成二十二年十二月六日	平成二十三年六月六日
セルビア共和国	平成二十三年二月十四日	平成二十三年八月十四日
モンテネグロ	平成二十三年十二月三十日	平成二十四年六月三十日
クウェート国	平成二十五年五月二十四日	平成二十五年十一月二十四日
ザンビア共和国	平成二十五年九月二十五日	平成二十六年三月二十五日
イラク共和国	平成二十六年九月二十四日	平成二十七年三月二十四日
グレナダ	平成二十六年十二月十日	平成二十七年六月十日

平成二十八年五月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○文化庁告示第三十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の三第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財について大牟田市の管理団体の指定を解除したので、同条第二項で準用する同法第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年五月二十日

文化庁長官　宮田　亮平

名称	員数	関係告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
早鐘眼鏡橋	一基	昭和四十五年六月十七日文部省告示第二百二十八号 昭和四十九年二月九日文化庁告示第三号	大牟田市	福岡県大牟田市有明町二丁目三番	福岡県大牟田市早鐘町一二八

○農林水産省・経済産業省告示第一号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第十項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から交付する平成二十七年度補正予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十八年五月二十日

農林水産大臣　森山　**裕**
経済産業大臣　林　幹雄

革新的技術開発・緊急展開事業に係る委託費

○経済産業省告示第百五十二号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第十項の規定に基づき、経済産業省、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は全国中小企業団体中央会から交付する平成二十七年度補正予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十八年五月二十日

経済産業大臣　林　幹雄

一　経済産業省から交付する特定補助金等
　IoT推進のための新ビジネス創出基盤整備事業に係る委託費
　ふるさと名物応援事業のうち、地域産業資源活用新商品開発等支援事業に係る補助金
　ふるさと名物応援事業のうち、低未利用資源活用等農商工等連携支援事業に係る補助金
　ふるさと名物応援事業のうち、ふるさと名物開発等支援事業に係る補助金
二　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から交付する特定補助金等
　中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業に係る助成金
　研究開発型ベンチャー支援事業に係る助成金
三　全国中小企業団体中央会から交付する特定補助金等
　ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金

○中小企業庁告示第一号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十八年熊本地震による災害に伴う中小企業庁関係特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置を次のように行うこととしたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月二十日

中小企業庁長官　豊永　厚志

平成二十八年熊本地震による災害に伴う中小企業庁関係特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置

（対象者）

第一条　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置の対象者は、別表の上欄に掲げる特定権利利益ごとに同表の中欄に掲げる者とする。

（延長後の満了日）

第二条　前条の措置による延長後の満了日は、別表の上欄に掲げる特定権利利益ごとに同表の下欄に掲げる日とする。

別表

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
中小企業診断士の登録及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第九条第二項で準用する同規則第八条の中小企業診断士の登録の有効期間に係る特定権利利益	平成二十八年熊本地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域に住所を有する者	平成二十八年九月三十日